

召

舞

年

武

興

倫

〇

米

子

官本憲一編

甲第 9 号証

老朽化した焼却場

ゴミ処理が都市問題の中心課題となり、焼却場建設が各地で住民の抵抗に会うなかで、過去の沼津市政はゴミ処理についての認識が不十分であった。コンビナート闘争直後の四〇年十一月に、市当局は総合開発計画の策定を国土計画協会に依頼した。早大松井達夫教授を委員長とする委員会が、四二年三月にまとめた「沼津市総合開発計画調査報告書」には、ゴミ処理について、社会施設の整備表に、昭和六〇年の具備量が示されているのみで、本文では何も触れられていなかった。また四八年三月市議会で否決された総合開発基本構想にもとづく中期計画には、経済の高度成長にともなうゴミ量の増加やゴミ質の劣化が指摘されていたが、それを深刻なものとして受け止めなかった。

沼津市の本格的な焼却場の建設は四〇年にはじまったが、四一年五月一日号の広報「ぬまづ」は「ゴミの処理はもう大丈夫、ごみ焼却場近く完成」と大きく伝えた。

「いま市内からはき出される一日のゴミの量はなんと六〇、七〇トンにのぼっています。これらも生活がよくなるにつれて、私たちの捨てるゴミはどんどんふえてきます。……焼却場の焼却能力は八時間を、五下

ンですが人口の増加などで焼却できないときは、一昼夜の連続操業を行ない二五トン(四五万人分)を焼却する能力があります。ゴミの焼却、し尿処理などは、悪臭は煙などの公害が心配されますが、この焼却場の建物全体が密閉式で臭気が外にもれないようにつくられ、煙突の高さも五〇メートルと高いものです。とくにばい煙を出さないようにアルチサイクロンという特殊な遠心分離機を備え、固形物と煙を完全に分離し別々に処理します。また、煙突から出る煙は一回シャワーにかけ、悪臭のもとなどは流され、煙突口で一五〇度Cの水蒸気になって相当の高さで勢散しますから、いままでの焼却場のように、煙による公害がないように、充分な設計により建設されています。」

焼却場というこの焼却場は、四二年六月に香貫山一の麓に完成したが、数年を経ずして老朽化し、焼却炉の能力は低下したのである。ところで、ゴミ焼却というむずかしい問題では、施設の耐用年数もさることながら、その運転技術や管理面の対応が大きく影響する。したがって最善の管理技術を駆使するには、多面的な知識が要求される。職員が認識を深め、技術を育てる心構えをもつことは、まず管理者の姿勢が問われるのである。清掃行政

を軽視した過去の市政は、清掃関係の職員の配置換えに「山送り」という言葉を通用させてきたのである。このような雰囲気の中で清掃に携わる職員の自覚を促し、そのエネルギーを十分に吸収、発揮させることは望むべくもなかった。良心的な職員が個々にはいても、全体として能率のよい運営は期待できなかったのである。若狭化のひどい焼却場は半焼けのまま多量の灰をだし、夜中にコンクリートで愛鷹山の埋立て地に運ぶこともあった。ゴミがどの程度に焼却されたかを示す灰の熱灼減量は施設基準を越えていたにちがいない。

若狭化した焼却場を前にして、ゴミ焼却と最終処分場の埋立てとの関係する意味を的確に捉えないで、ゴミの処分は埋立てがもっとも安上がりであるといひ、埋立て地にはまったく困らないと考えているふしもみえた。このような雰囲気のもと、大気汚染防止法に定められた煙の濃度量の測定は、四六、四七年には実施されず、四八年には基準値を越えるあめさまであった。そして新焼却場建設反対運動の真只中の四九年三月市議会では、前市長の時代のことはいへ、井手市長は自らを含めて関係者を処分すると言明せざるを得なかった。地元住民が常に見ていた光景は、煙突ばかりが建屋の真黒にすすのついで建屋の箇所から煙が吹きだしていたことである。ゴミ

投入の職員らは煙にまかれ、我慢しながらクレームを連発することでもときにはあつて、焼却場の公害とともに労働衛生上の問題でもあつた。

ゴミ埋立て反対

市長が革新に変わったからといって、政治の質が手のひらを返したように即座に変わるものでなく、当然なことながら前途にはいばらの道が待ち構えていた。革新市政が出発した一月後の四八年七月には、早くも金岡地区の住民から、ゴミ埋立て反対の火の手が上がった。前述のように、焼却能力が低下した焼却場は大量のゴミ焼却に対応できないうえ、ゴミは半焼けのまま不燃物とともに愛鷹山くらりの洞に埋立てられていた。埋立て場にはハエが群がり、野ネズミは巣をつくり、カラスが集まって近隣の農作物の被害はしだいに広がった。埋立て場に幸る未舗装の道路はほこりを巻きあげて沿道の茶、野菜に被害を及ぼし、悪臭は風に飛んで遠くまでにおひ、よくこれまで放置されてきたと驚くほどであった。住民の不満は、いままで保守勢力が浸透している自治会を中心に燃えあがったが、反対運動の経過からみると、保守側が市長選挙に敗れた報復的な意図もあることがうかがえた。しかし、動機がどうであろうと、現状が悪ければ、反対運動がおこるのが当然で、それまでなかったのが不

思議なくらいであった。

住民の当然の要求の節に、市議会は四八年二月三日を期限に、一切の埋立てを禁止する地元住民の請願を可決した。井手市長はこの請願を受け止めて真正面から取り組み決意を示し、ゴミ焼却場の新設と埋立て地を探すまで埋立てを継続させてほしい、という二つの提案を示して、関係住民との折衝にはいった。二月三日、

新焼却場の予定地を二の洞焼却場に隣接する香貫山二の洞と発表した市当局は、市議会の協力を得て、四八年末から沼津外原の地元住民との話し合いにはいった。また隣町の清水町当局にも協力を求めた。そして広報紙をだしてゴミの減量を市民に積極的に呼びかけたのである。

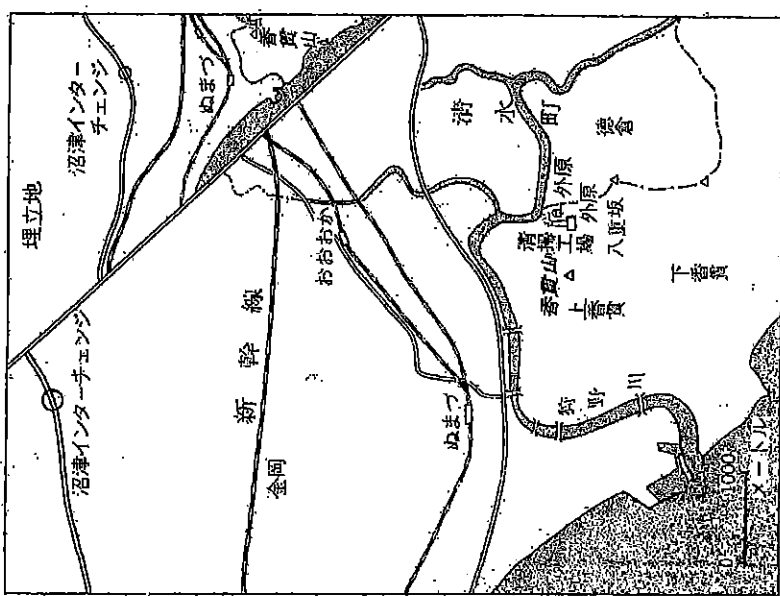
一の洞し尿物語

外原住民の反応は複雑であった。というのは八年前の

昭和四〇年に、二の洞焼却場区対運動で住民が分裂して取れた苦い記憶が甦つたのである。その後遺症として自治会活動や日常の人間関係に暗い人間模様が続りなされてきたのであった。

話は町中がコンヒナート反対で揺れ動いた三九年五月にさかのぼる。五月二日市役所で自治会役員は、青木昇平助役らから二の洞焼却場の建設と一の洞し尿処理場増設について、協力を求められた。外原は市街地から裏側とみられる香貫山の東側に位置し、清水町の建設省建設研修所沼津支所に隣接する住宅地で、三三年に市営住宅が建設されるまでは人家がなかった。その後建売り住宅や福祉住宅

第3章 草の根のたたかひ



が建てられたが、自治会の構成世帯数はわずか七三であった。五月五日、自治会は住居の軒先に建設する無謀な計画として全員一致で反対を決議し、全世帯が連署して抗議した。反対の理由は立地条件が不適であるばかりでなく、し尿処理場建設のときの約束が守られず、公害発生源と化したことも加わった。昭和三年の一の洞し尿処理場計画に対し、周辺の全自治会は統一して反対したが、意志疎通に欠けた外原自治会では、市当局の利益誘導にあつた自治会長がただ一人公聴会を賛成した。そこで建築審査会は「適地ではないがしかたがない」と建設を許可したいきさつがあつた。

無臭、公園のごとき近代的な施設と銘を打ったし尿処理場は、運転開始とともに悪臭源となり、付近住民に多大の被害を与えた。横谷式太郎市長は研修所長宛の文書で「……天候によっては付近住民や賓所などにも臭気による迷惑をかけたことは……」と認めざるを得なかつた。また、黄色の汚水を狩野川に放流したが、清瀬課長は「毎になるので放流口近くにはゴミが集まっている」ともぞめた。住民が「バエが多くて金事もできない」と抗議したら「ごこのバエがわからない、処理場のなら脚に印をつけてもみてこい」といった。また、放流水の水質検査を処理場のメーカーにまかせ、基準に合格して

いると述べた。道路筋築や子供の遊び場をつくるという約束はすべて裏切られていたのであつた。

二の洞ゴミ物語

三八年の市議会厚生委員会の議事録には、焼却場の位置決定の基準としてつぎの諸条件が挙げられていた。(A)ゴミの搬入および残滓の処理に便利な場所。(B)主風向に対し市街地の風上を避ける。(C)人の近接しない場所。(D)主搬入経路は繁華街または住宅街を通らない。(E)市街地および市街化の予想される区域から五〇〇メートル以上離れた場所を選ぶ。(F)付近三〇〇メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。(G)埋雑敷地面積はゴミ一トンにつき一五〇〇平方メートル、建蔽率は一〇分の一。(H)ゴミ発生量は一人一月、五〇〇から一〇〇〇グラム。(I)隣接市町村との共同施設とすることに努める。(J)将来の予想人口に対して必要な用地面積を確保し、増設案等を考慮して施設配置を計画する。

この基準に照らして六カ所の候補地が検討されたが、このなかには香貫山を背にし、西郷が狭隘で風致地区の二の洞はなかつた。住民は清静工場と称するならば、市街地の西にある工場専用用地が最適であると主張した。そして、この選定を基本的には土地政策の欠如と自治体財政の貧困、場当たり市政がもたらしたものと感じたのであ

る。
 コンビナート闘争が一段落した三九年一〇月になつて、中断していた市当局の働きかけが、市営住宅に住む市職員を中心にはじまった。そして二八日には外原集會場で地元住民との話し合いがおこなわれた。横谷市長は「イヤなものでしょうがぜひお願いします。迷惑だかよるれく」を繰り返すのみで、清瀬課長は騒音は五ホンなどと発言して突撃を買い、納得のいく説明はなかつた。「あのような答弁では住民に恥ずかしくて出席できない」と帰らした市会議員もいた。一月にはいって、自治会は五月の反対決議の直後に辞任したため空席となつていた自治会長を選出したが、市職員の副会長は条件闘争の意向を示して辞任し、その後条件闘争派の育成につとめた。また、内職をしている絶対反対派の夫人たちが「ばらして税金をかせさせる」などといわれたのはこのころであつた。このように両派の対立が激化したため、自治会は再び賛否の投票をおこなつた。その結果、絶対反対三三、条件付賛成一七となり、反対の態度を再確認したのである。
 投票に敗れた条件闘争派は、「市長は賛成者には住宅を払い下げる。反対者は立ち退いてもらふ」といつて、投票に敗れた条件闘争派は、一回目の話し合いの前夜

には、賛成者とし尿処理場の事務所を集めて弁当をだし、話し合いには欠席するよう求めた。さらに前自治会長を代表者として賛成の署名簿を市当局に提出した。翌日一月二五日夜の話し合いは、自治会の分裂に成功した市長らが一方的に途中で退席し決裂した。地元の利益のために頑張るといつた市会議員は「私は地元の議員でなく、沼津市会議員だ」と居残り、別の議員は「自分の地元では反対だが、地元でないので賛成だ」と発言した。一月に市当局は越境流矢防止のためと機嫌を選定した。この時期に青木助役は条件闘争派の市職員を通じて、賛成に賛同した数戸に二万円ずつを配つた。自治会は周辺の自治会に反対に立ちあがるよう働きかけたり、電柱にステッカーを貼つたり、市役所玄関前に立看板を立てたりした。また、県建築課、計画課に陳情したが、「沼津市から起債がきれるから審議会を早く通してほしいとの要望が再三あるが、地元と話し合いがついていないので延ばしている。市営住宅の払い下げについては、建設省の方針から困難である。市の誰がいつているのか、知らせてほしい」との担当者話もあつた。

年を轉じて四〇年一月七日、外原、八重坂両自治会と清水町外原区は三者反対連絡会議を結成し運動は広がつた。一月十四日、沼津地区労や研修所の応援者も加わつ

て連絡会議の約二五〇名は、ハエの機型を先頭に目抜き通りをデモ行進し、市当局に要求書を提出した。市当局の回答は、「絶対反対を唱えるかぎり住民との話し合いはしない」というのであった。地区労は現地調査団を組織し、「市当局は地元民と誠意をもって話し合うよう、強制着工には反対する」と市当局に申し入れたのである。三月にはいると塩谷市長は斎藤寿夫県知事と会見した。これが転機となって、それまで都市計画地方審議会に未提出の議案は、三月二十七日に提案、可決された。反対連絡会議は審議会委員に経過説明の資料を送り、当日は陳情と傍聴を申し立てた。しかし審議会は陳情書の朗読を認めたのみで、傍聴は許可しなかった。反対連絡会議は、これらの状況を判断してやむなく市当局と競争をかわし、条件闘争に切り換えたのである。そして五月一〇日に、市当局が審議会に約束した一誠意をもって地元と話し合う」ことを申し入れた。すなわち、沼津外原の三九戸を一括移転させる、やむを得ず努力する地元民の心情を汲んで、集会所、遊歩場等を設置する、地元代表を加える「公害監視機関」を設ける等を要求したのである。しかし、現実には全戸移転は困難で、とくに希望の敷戸が移転することになった。その他は二年後の四二年に、市政協力という名目で、一切の異議申し立てをしな

いことを誓約する覚書と引き換えに、二戸を除いて一〇万田を受領したのである。清水町外原と八事坂自治会は公共施設の設置補助で妥結したのである。

市営住宅の払い下げを条件に買収した一四戸には、市当局は、土地付きで一戸七五万田から一三〇万田の価値の市営住宅を、一五万田という超特価で四一年に払い下げた。さらに認可をとらないで、福祉住宅も四一年に払い下げていたことが、四五年に「朝日新聞」の記事になった。一方、絶対反対派は徹底的に差別され、七年後の井手市政になってから、一〇〇万田以上の価格で払い下げを受けることになった。大切な要求であった「公害監視機関」の設置は、補償金の陰にかくれて消滅してしまつた。焼却場稼働後、住民が見た光景は、乱気流のため煙が拡散されないで、しばしば煙突の直下に降下するようすであつた。増設のし尿処理場の悪臭や放流水もいくぶん改善された程度で、公害発生源には変わりなかった。けれどもまたかいに敗れた住民は不満の声をささやいても、四八年二月の三の洞に新焼却場建設計画が発議されるまで、組織的な抗議の声を挙げなかつたのである。

三の洞ゴミ物語（沼津市外原の巻）

三の洞焼却場建設に反対していた外原自治会は、四九年四月になって態度を変更した。「公害はないものうた

い文句で建設した焼却場が一〇年も経ないうちに公害の発生源と化した今日、その撤去を求める私たちの心情を十分おくみとりください。この解決のため三の洞に新焼却場をつくる以外に方法はないとの市当局の苦況を冷静に受けとめるとき、私達も市民の一員である。しかも市民の一員としてあまりにも犠牲が大き過ぎるとの前提のもとに、地元住民の求める諸条件が満たされれば、この犠牲もカバーできるのではないかとのささやかな願いから、以下に記す事項の履行を強く求めるものであります。……」

このまえがきについて、現焼却場について、運転法の改善と監視機関の設置、早期の撤去を求め、迷惑をかけた補償として一世帯三〇万田を要求した。新設の焼却場については、予定地の気象条件の調査を、住民を含む第三者機関を設けて一年間実施する、公害防止に最大限の努力を傾注する、操業停止条項を含む公害防止協定の締結、工事期間中の土砂の飛散、工事関係車両の二次公害の除去等を要求したのである。また公正な機種を選定を求め、災害時の避難所となる公会堂の新築、共同トイレの新設、遊園地の整備拡充、バス待合所の設置等を要望し、さらに固着資産の評価について再検討を申し入れた。同時に前回の苦い経験から交渉はすべて自治会を

通じておこない、住民の納得の得られない限り着工しないことを要求したのである。

この要求を受けた市当局は、翌日の四月四日夜、自治会長宛に回答書を手交し、外原自治会と同意書の調印がおこなわれた。そこで市当局は地元の同意書を添付した施設整備計画書を厚生省に提出し、起債の認可、事業決定等の法的な効果は完了したのである。しかし、着工は清水町外原区の反対住民との話し合いが済むまで実現できなかった。市民協のメンバーが外原自治会の学習会に焼却場のスライドを持ってでかけたのは、四九年二月八日夜であつたが、その後は連絡がなかった。

一方、反対運動をすすめている清水町外原区の住民はどう感じたのか、資料「ゴミ焼却物語」から引用する。

「沼津の外原では、八〇軒に何十万円も補償金を出すという話があるそうだ。ほんとうか?」「一軒三〇万田だとき。」「税金をとっている市がそんなことをして違法ではないか。」「住宅払下げの差別を経験しては、長いものにまかれる、という考え方もうなずけるではないか。」「公害反対の要求項目を挙げて金額だけに目を奪われる見方は、憤しみたいものです。」「市民をこのような姿勢にさせたのは、市や地元議員が金で話を

つめる、という考え方で説得したからでしょう。私達は差別反対、汚い手を使わず、と正々堂々と反対運動を進めましょう。」

三の洞子み物語（清水町外原の巻）

行政の計画が地元民にとって喫身に水のことが多いが、新焼却場建設でも、清水町外原区には一言も相談がなかった。外原区住民への話がおそいことについては、町当局が住民にうそをついていたことが後でわかり、町長が謝罪したが、計画発表後五〇日を経た四九年一月九日に図面や写真が届けられ、説明会開催の申し入れがあるまで何も知らされなかったのである。清水町には、ゴミ、し尿を沼津市で処理してもらおう事情がある。

一月十四日に町長は、「沼津市当局は沼津外原に準じる権限を考えている」と連絡してきた。これに対し二十七日の総会では反対意見が強く、反対の態度が確認された。つづく区役員と組長の会議で、説明会は拒否する、建設には全面的に反対であることが再確認され、各組は常会を開いて闘争委員一名を選出し、署名活動をおこなうことがきまった。外原区は世帯数三三〇、一七組で、各組には組長と協議員がいて日常活動をおこなってきた。区役員と組長、協議員に加えて、組選出の闘争委員、老人

会や子供会、婦人会の代表、さらに公害問題にくわしい者、専門知識を持つ職業人等からなる闘争委員会が結成された。また、闘争委員会から選出して常任闘争委員会がつくられた。そして二月三日、新焼却場建設反対と既存の焼却場、し尿処理場の撤去を目標に、闘争委員会はずきの運動方針を決定したのである。

「いままでの公害を考え、環境を守る住民の権利を主張するとき、さらに巨大な施設の建設は認められない。今は絶対反対が条件闘争かと論議しているときではなく、一日も早く区民の反対態度をアピールし、反対の体制をつくり行動すべきである。具体的には、市、町当局と話し合ふ、反対申入書を提出する、学習会を開催する。よいと思つことは皆んなで手分けして動き、当面一戸五〇〇円のカンパをする。裁判闘争の準備をする。重要な問題は必ず組常会をへて闘争委員会で相談し、一人ひとりの考えを大切にする運動を展開する。」

二月二十日の闘争委員会にははじめて三月末日までの約五〇日間にわたる第一期反対運動では、四回の組常会と九回の闘争委員会、さらに二回の常任闘争委員会が開

かれた。三月一〇日の総決起大会には二〇〇人が参加し、市長、町長との交渉もおこなわれた。市民協のメンバーを講師とするスライド学習会も開かれた。また、市、町議会の傍聴等その行動内容は多彩で、連日連夜のエネルギー溢れる活動は目を見張るものがあった。そして見逃せないことは、運動の経過は逐一「闘争ニュース」「学習資料」として区長に伝えられたのである。このように住民のエネルギーをきめ細かに構築しながら、市当局に三次にわたる文書による申し入れをおこない、文書による回答を逐して、着実に運動の成果を積みあげたのであった。

三月十一日の再申し入れ書は具体的問題点を指摘した。

「一、いままでの経過とこれからの進め方 ①井手市長が「清水町外原を地元でないなどと考えていない。納得が得られるまで着工しない」との趣意を述べられたことを高く評価する。②外原区住民は、すべての情報、意見を闘争委員会に集中し、委員会は規律と節度ある運動を展開する責任をもつ。町・市当局との話し合いは委員会と行ない、個別的な説得、利益誘導、切崩し等住民の和をそこなう働きかけは一切しない。この点は前回の経過で、沼津外原の自治会が数年にわたって

機能を停止し、住みにくくなったと聞いているので住民自治のため確認を求める。二、し尿処理場、焼却場の公害 ①町長、市長ともに「公害で迷惑をかけている」と認めたことは評価する。処理場を直し、焼却場は建てかえるというが、それまでの対策が弱い。②公称能力八時間七五トンの焼却炉に一日一三〇トンを投入し、助燃のB重油を焚きっぱなしと聞いて呆れている。燃やせる限度を止め、最小限の要求としてつぎの諸点を提起する。③焼却量を減らし、燃やし方を改善する。④新理立場の使用開始を早める。⑤全住民の協力で緊急対策を実行する態勢をつくる。⑥住民運動として、ゴミを厳密に分別して出し、生ゴミは水をよく切る。金属片、石油化学製品は不燃物扱いにする。余分な包装や有害物質を発生する物等の包装はととわける。⑦分別収集をきびしくし、回収再生の運動をおこなう方法を具体化する。⑧気象条件、投入量、燃焼法、排煙と灰の状況などを科学的に計測し、専門保員をおき常時点検する。住民代表の参加する検討機関を設置する。⑨両施設による被害に対し、補償を要求する権利を留保する。⑩三の洞溝掃工場建設に同意できない。市長の言葉のように住民の同意を先決で、秘密裡の一方的決定は納得できない。浜松二五五〇〇〇

坪、横浜三五坪と比べて三五〇〇坪は余りに狭く、これに山際という地形の特殊性も加わる。④かつての石油コンビナート反対闘争で、勝れた指導力を発揮した市長が、最高の機運を選定する点について信頼している。しかし住民の心に行政不信の種を播き、育ててきて怒りを燃え上げさせたのは、表に市、町当局であるという事実、その責任についてである。公署は放棄され、私どもはゆうつな日々を送ることを強いられたのである。現在の市長、町長を責めるのは誰かも知れないが、行政の責任は続いているのである。」

この申し入れには、ゴミ処理について、資源回収を目的に分別収集を徹底する沼津方式と、焼却場公署を検討する住民参加の委員会設置の重要な二提案があったのである。三月十六日付の市長からの回答では、ゴミ屋の改善のため、自治会の協力を得て、分別収集および資源回収を全市的にいっそう波及するよう努力することが約束された。さらに、一現在の清掃工場は公害発生源であり、住民に迷惑をかけている。新工場は地元住民の納得を得るまで着工しない。市当局はすべて闘争委員会と話し合い、住民の和を損う働きかけは一切しない」などの三点が確認された。

三月三〇日の闘争委員会は、これまでの成果と反省を踏まえてまとめられた。

「(一)外原区住民の立憲から、反対運動が立憲れてきたが、公署への怒り、不満をぶつけてせいせいした。制約の結果、公害をなくせと迫りすぎるきっかけが生まれ、同時に都市のゴミ問題について、広い視野にたつ考え方が生まれた。各種の行動のなかで顔見知りになり、仲間としての心の交流と団結が進み、やればやれるものだという自信を持った。民主的な運動、道理にかなう節度ある運動という構えのなかで、区の民主主義的な力が発露した。前回の反対運動の反省から生まれた、町を遁して市と話す、町長や町議会を突き上げる方針は、運動を成功させ相手を追い込むのに有効であった。(二)清水町について、町長が外原区民の激しい怒りを知り、町議会も担当委員が緊張して取り組み、沼津市へ自分の負担を申し入れた。清掃条例を作り直し、対策本部を設置した。反対は困ったの気持ちから、町民全体の問題という認識が発露した。(三)沼津市について、井手市長が今までの公害を認め、地元が納得しない内は着工しない、と断直に表明したことは運動の大きな成果である。市長自ら前述の減給処分を発表

も、現状改善に真剣に取り組む姿勢を示したが、広い意味では、三の洞計画の読解工作の一部と見なければならぬ。市当局の体質は依然昔のまま、油断は禁物である。住民の闘いこそが行政の姿勢を正しくさせる要素を忘れるわけにはいかない。」

たまたまは進む

市当局は、起債補助金の国への手続きのタイムリミットは三月末であるといっていたが、前述のように四月四日に地元沼津外原の同意書を取りつけ、国へ整備計画書を提出することになった。この情勢の変化に対処して外原区闘争委員会も、「皆さんが納得しなければ着工しません」との井手市長の約束をテコに、持久戦体制をつくろうと区民と呼びかけた。同時に、焼却場の公害の除去、改善を目指して住民代表の参加する「公害監視委員会」の設置と「公害防止協定」の締結および長期的理由を挙げて、三の洞計画の撤回要求を骨子とする第四次申し入れ書を市当局に提出した。

「新清掃工場がどこかに作られるまでの約二年間、現施設の公害を我慢しなければならぬ。この間、お互いの対応を円滑にし公害の監視、改善を目指すために

は、地道で率直な対話、討議が不可欠である。いちいち交渉や抗議、抗議の形で相互に精力を費すよりも、このような機運の醸成が賢明な方法である。今後頻繁に実施されるであろう測定については、一定の期待と同時に動かしがたい不信感をもっている。

たとえば、三月二五日、清水町区長会が清掃工場を見学した翌午前は順調な日煙であったが、夕刻急に黒煙もくもくとなり、何人もの住民が「やっぱりか」とカメラを手に飛び出した。翌二六日の測定の際も同様であった。ゴミの多い月曜日、とくに午前中の着火直後の煙のひどい時、日没前後の煙のひどい時、あるいは雨天で煙のたれこめる時などにこそ、抜き打ち検査をやるべきだという声がつよい。貴重な市費を投じてされる測定が、都合のよい慣習データと信頼されなければならぬ、意味のない不幸なことと言わなければならない。」

第四次申し入れに対して、市・町当局は四月十三日と二〇日に回答してきた。市・町当局代表、清水町住民代表、沼津市地元自治会代表の四者が構成する共同監視機関の設置に同意し、さらに現施設に対する公害防止協定の案も提示された。これより先、四月十三日土曜日の

真夜中の煙はものすごく、井手市長に風をきてくれと電
話したら煙がでなくなったという一獲も加わって、監視
機関の設置はぜひ必要と理解されていたのである。

他方、四月一五日夜、外原公民館での常任闘争委員会
は、町長ら町当局、町議会第三委員会の議員たちと約二
時間にわたる激しい話し合いをもった。「自分をゴミ、
し尿の始末のできない清水町としては、もうこれ以上沼
津市に対して頑張れない」と、地元の立場に立つという
約束を突然ひるがえす正直な発言もあって、町当局側の
微妙な立場を浮き彫りにした。闘争委員会は非公式提案
として、「町内に土地を探して提供せよ、町長や議員は
相談してみたらどうだ。『外原はきれいなと』いってま
つて、要するにいくらほしいんだ」などいっている人もあ
るそうだ。金はいらぬから別の土地を探せ」とせまっ
た。閉口した町当局側は「検討します」と帰ったのであ
る。

五月二二日曜日、第二回住民大会は一〇時からこ
こは故郷への斉唱練習で幕を開いた。参加住民は大人一
八九人、子供五三人と目標の八〇パーセントであったが
力強く開かれ、闘争委員長の挨拶、情勢報告、アンケート
のまとめ発表、横浜旭清掃工場見学報告、意見発表、
決意表明のおと決議文を採択した。

この決議は、従来の市・町当局の計画とそのやり口を
徹底的に批判した。そして沼津市に対し、まず公害監視
対策委員会を至急発足させること、三の洞計画の進行を
ただちに凍結することの二点を要求したのである。さら
に住民の幸福とその認識、自覚の醸成を保障するのが革
新的な地方自治ではないかと問いかけ、市民、町民はバ
カではない、一人ひとりは何の力もない市民、町民の声
なき声の批判をこそおそれよ、団結した外原区民はいま
これを高く要求すると述べた。そして「現在、小児喘息、
気管支喘息、喘息様気管支炎などと診断されている
子供、その後遺症に悩んでいる子供たちが、赤ちゃんと
三人を含めて二〇人近くいる。外原を故郷として育つ子供
たちの生命を守るのは、私たちの困いしかない、団結と
学習と行動と、相手より一日長く闘う決意こそその力で
ある。私たちは公害絶滅、三の洞計画撤回要求運動まで、
断乎として運動をつづけることを決意する」と誓んでい
た。住民大会は最後に「しあわせの歌」の斉唱、かんば
るうたを三唱して終わったのである。

清水町外原区の運動の特色の一つは、公害に対する徹
底的な学習活動にあった。市民協のメンバーによるスラ
イド学習会にはじまり、浜松、横浜、川崎など各地の焼
却場見学や都市のゴミ処理問題の勉強など、その活動の

第3章 草の根のたたかい



廃車バスを利用した外原ゴミ焼却場調査

幅は広がった。心情的な反対ばかりでなく、科学的な根
拠にもとづいた反対を心がけ、論理的にも行政側に太刀
打ちできる力をつけようと努力した。この方針が一貫し
て公害反対の各種の運動として現われたのである。その
活動の一端は、健康、臭気、煙についてのアンケート調
査、六月一八日から二六日までの煙の写真撮影、六月二
二日、二三日の付近二帯の三五〇〇分の一の立体模型つ
くり等であった。立体模型づくりでは、闘争委員会は商
校生にも呼びかけた。一〇年前の石油コンビナート反対
闘争のとき、沼津工高や沼津東高の生徒の協力は素晴らしい
力になったと全国的に伝えられている。自分の居住す
る環境を守る運動に皆さんの手をかしてくれないか、中
間テストの終わるのを待って、この訴えをするわけと参
加を呼びかけたのである。

監視機関設置の提案は、案を練って六月五日に公害防
止委員会が発足したが、市民協メンバーも専門委員とし
て参加した。その後間もなく公害対策協議会と改称され
たが、公害防止対策の一環として気流調査と有害酸化物
などの測定がまきまり、清水町外原に観測点を設けること
になった。八月六日に住民は廃車バスを購入して、焼却
場から約三〇〇メートル離れた空地に固定した。自動記
録紙をもつ有害酸化物測定器、デジタル粉塵計、超音

被利用の風向風速計など、住民が要求して市・町当局が購入して設置がもちこまれて観測体制は整った。その後窒素酸化物自動記録計も設置されて、大気環境調査は現在もつづけられている。機器が正常に作動しているかどうかのチェックや記録用紙の取換え等、日常の管理は、近くに住む主婦らの献身的な努力によって維持管理されている。

四九年八月下旬からは焼却場の四八年度の資料を統計した。毎日のごみ焼入量、焼却量、重油使用量、電力使用量、埋立て量等、これまで担当者が手がけなかった面まで、毎日の記録にもつづいた資料の統計処理と解析が住民の手によっておこなわれ、焼却物の運搬の問題点を明らかにして、協議会の席上報告されたのである。

終局へ

さて、七月にはいると、市・町当局は、三の洞計画について新燃焼の説明にきたといひ、本申請提出について、この段階でも理解を求めたといふことが、そして国への本申請を九月二日に提出せよといわれたことを明らかにし、煙突の高さ、着地濃度、五メートルの土盛り等をいひ、補助燃料に灯油を使用することを、これに対して、八月三日の臨時総会は納得させるだけの説明が不十分であるとの理由で、焼却体制の再確認と臨時区議員

額二〇〇円の闘争資金の拠出を決定したのである。八月六日の市・町当局と闘争委員会との交渉では、現段階ではイエス、ノーの判断の時機ではないと答えた。八月二一日には、いままで聞いたことを総合判断する、未討議の問題についても聞き、判断する時期は近いと和戦同様の構えをとった。そして闘争委員会は九月一二日までに返事を急ぐ必要はないとした。九月四日には代表が厚生省環境衛生局環境整備課長に、一三日には県庁へ陳情した。九月九日の第二タイムリミットを前にした市・町当局と闘争委員会の交渉では、あらゆる問題で前進した話がでて、燃焼選定の問題も話された。

ところで、運動が長くなるにつれ、住民のなかには現実的な判断も必要ではないかという空気もはじめ、九月中旬から下旬にかけては、内部の組織上のもたつきも発生した。タイムリミットを過ぎた一〇月にはいって、市当局は市独自で本申請に動く気配があり、一〇月一七日の市・町当局と区三役との交渉では、住民側は本申請に抗議した。席上、井手市長は懸案事項のうちに煮つめることとし、何とか要望をまとめて御理解を市当局の苦しい立場を訴えた。このころ、市・町当局は外環全戸に個別のPRの準備をはじめたが、一〇月六日の町当局、町議会第三委員会との話し合いで、住民側はだめを

押し、個別のPRは取り止めさせた。

一〇月三十一日の市・町当局と区三役とのトップ交渉では、住民側は過去の話し合いのまとめを承認させ、し尿処理場の撤去と三の洞新焼却場の使用期限等について強引に押しした。十一月九日、要求書等のまとめを提示して、三役に交渉を一任した。十一月一日の交渉で、最後まで残った問題点のし尿処理場の撤去が明確になり、公害防止協定の本筋もきまった。翌二日に市当局より回答書を受け取り、一三日の闘争委員会は状況を報告し同意を確認した。かくて同意調印がおこなわれたのであった。この間、タイムリミットといわれた時点がいくつかあり、つきつきにでるタイムリミットに住民は奇異な感じを受けしたが、市長らのねほり強い話し合いの姿勢は、それなりに住民にも評価されたのである。焼却場関係の話し合いは四九年二月までに、二、三回もたれている。

十二月九日、市当局の着工説明が闘争委員会におも、土砂の搬出や振動、騒音等の制限、作業時間の短縮についても話し合った。翌五〇年一月二三日、三の洞清掃工場は起工式をおこない工事ははじまったのである。

清水町外原区は補償金五二〇〇万円を受け取ったが、闘争費用を各戸にもどしたのみで、その大部分は区の公有財産として管理している。清掃工場は五一年一月本

格操業を開始した。市当局と周辺住民との公害防止協定も結ばれ、公害防止についての協議もつづけられている。

沼津方式

ゴミ処理問題への住民の態度は、総論賛成、各論反対の典型として、住民自治を考へるうえで格好の材料であった。沼津方式はそれを意図する第一歩である。沼津方式といわれるゴミの収集処理体系は、住民参加による三種分別収集方式である。すなわち家庭から排出されるゴミについて、①焼却場で燃焼後、灰を埋立て処分する可燃ゴミ、②粗大ゴミ、せともの、プラスチック等焼却不適物で再生利用できない物を破砕、圧縮し埋立て処分する埋立てゴミ、③再生、再利用できる空き缶、空きビン、割ガラス等回収ルートのある資源ゴミ、この三種分別を市民が協力しておこなひ、ステーションに集めたものを収集するやり方である。

では沼津方式はどのようにして誕生したのか。前述のようにゴミ埋立て反対、焼却場公害反対運動を契機に、ゴミの減量を余儀なくされたこと、焼却炉に何でもかんでも投入するやり方の不合理性、そしてその根底にはわが国の経済社会のあり方への批判と、消費生活への反省があった。この背景のもと、市の行政がゴミ処理に追われ、市政がストップするのではないかという当時の危機

感、緊迫感が現場職員をして、清掃事業に対する住民の社会的責任感を私欲を越え、当局側に対しても清掃行政は地方自治の基幹点であると認識させる機会となる、という判断があった。現場職員たちは数ヶ月にわたる討議のうち、住民と共闘する方針を意志統一して、収集現場職員を中心に、各自治会で連夜にわたるゴミの話し合いが、ときを選ばず、ところをきめず、やみくもにおこなわれた。市財政の分析、市税の現状とゴミ処理費との関連等、塵をぶち割って話し合ったのである。

現場職員たちは、四九年四月から六月にかけてのステーションごとのゴミ組成調査の結果、ゴミの収集から最終処分までを納めた八ミリ映画、資源ゴミ分別排出の具体的方法のスライドをもって、各町内へ話し合いの態勢にはいった。とにかく真実を訴えて住民とともに考え、理解獲得してもらおうと、五〇年三月までに全市二七〇自治会の大半の一〇〇自治会を回った。「分けるのは排出のとき面倒だ」「市民に余分な負担をかける」「市が当然すべきだ」「市で資源回収するのは税金のむだ使いだ」「資源回収は町内でやったらどうだ」等々、一部には批判的な意見も聞かれた。しかし多くの町内では、「分けるくらいは市民の義務だ」「資源の少ない日本では大切なことだ」「なぜもっと早くいってくれなかったか」「ゴ

ミについての話し合いは今日が初めてだ」等の好意的な意見も多く、現場職員は非常に力づけられたのである。そして、前述のゴミ組成の調査後、市民自身による排出時の有価物、無価物の分別を協議実行に移していった。当初五自治会ではじめたものがのびにのびに、六ヶ月後には三四自治会、九ヶ月後には一四〇自治会、一ヶ月後の五〇年四月には全市へと発展していった。現場職員の熱意とゴミ処理問題への市民の理解協力が実を結んだのであるが、資源回収を可能にした回収業者の協力や、ここに働く婦人たちの献身的な協力があつたことも忘れてはならない。

こうして、カンやびん、ガラスはたんなるゴミではなく、資源ゴミとして廻るのである。一見して市民の負担をますこの方式は、ステーションのゴミの世話を多数の市民がおこなうため、これにともなう問題点もあるが、解決できないものではない。また製造業者の回収責任を肩代わりしているとする批判も当然だが、この論議は忘れてはならないが、しかし、これらを差し引いてもゴミの減量という清掃事業への好影響があるのである。

五〇年四月から五一年三月までの一年間、資源ゴミの回収で、推定四二〇〇トンが埋立場から抜けている。これは金額換算すると、当市のゴミ処理経費をトク当た

り一四四〇〇〇円として、約五八〇万円を節約していることとなる。さらに、自治会に還元された資源化の換金は約一〇〇〇万円あるので、合計六八〇万円が節約されていることとなる。資源の有効利用の見地からの効果は言及するまでもないが、資源ゴミ回収が市の清掃事業へ組みこまれているため、民間回収と異なつてコスト上の利益が生まれていることも見逃さない。このため現場職員は増員されていないのである。

沼津方式の意義は、こうした物的・経済的な効用のみではない。ゴミをどうして近隣の人のとの関係が以前よりはるかに薄まった「協働作業」のもとに住民と自治体職員の相互信頼と協力は、住民自治の生きが一面となつて、町づくりの方向を示唆しているのである。

(四) 水害対策要求の運動

集中豪雨

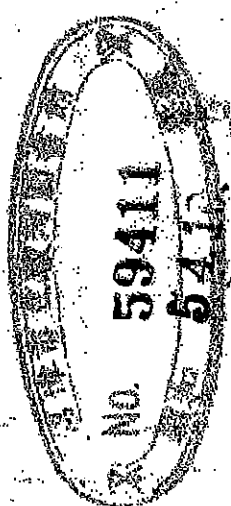
昭和四九年七月七日より八日黎明にかけて、静岡県内一帯は未曾有の集中豪雨に見舞われた。沼津市でも七日午後一時ころより豪雨になり、翌八日午前八時ころまでに三〇〇ミリを越す降雨があつた。市内の被害状況は、市消防本部の調べによれば、死者五人、負傷者三人、家屋の全壊二一、半壊二七、一部損壊二二、床上浸水一七二一、床下浸水七二八六、崖崩れ一五九カ所、南郡急傾斜地で崖崩れや鉄砲水などで死者、負傷者、家屋の破壊などの被害をだした。中心部から西北部一帯の被害はほとんど全壊域浸水であつた。罹災数でも、被害は全世帯の二〇パーセントに達し、全市は大混乱になつた。

ちょうど参議院選挙の開票日であつて、市の行政や報道関係の機能がすべて開票所に集中されていたこともあり、災害への対応が、その初動からおくれた。その後一週間に消防団延出動人員三四〇三人、市職員延出動人員三三六五人という記録にあるような、関係者の努力にもかかわらず、被災者や被災自治会から、行政当局の救援や後任末に対する不満や批判がこつこつとあつたので

宮本憲一 (みやもと けんいち)

1930年 台北市に生まれる
1953年 名古屋大学経済学部卒業
専攻 政治学、地域経済論
現在 大阪市立大学商学部教授
著書 『社会資本論』『日本の都市問題』『地域開発はこれでよいか』『日本の環境問題』『財政改革』『怒るべき公営』(共著)『日本の公営』(共著)

K619
6



英文学部

沼津住民運動の歩み

昭和54年3月20日第1刷発行 定価 1,200円

<後印禁止>

編者 宮本憲一
発行者 藤根井和夫

印刷 交通印刷、熊本、朝泉堂
発行所 日本放送出版協会
東京都港区字田川町41-1
郵便番号 150 振替東京 1-49701

著丁本、必ず本はお読みください